

ポジティブリスト（新）整理案に対する 意見提出の手引き

食品用器具・容器包装の範囲

器具

飲食器



割ぼう具



食品に直接接触する機械等

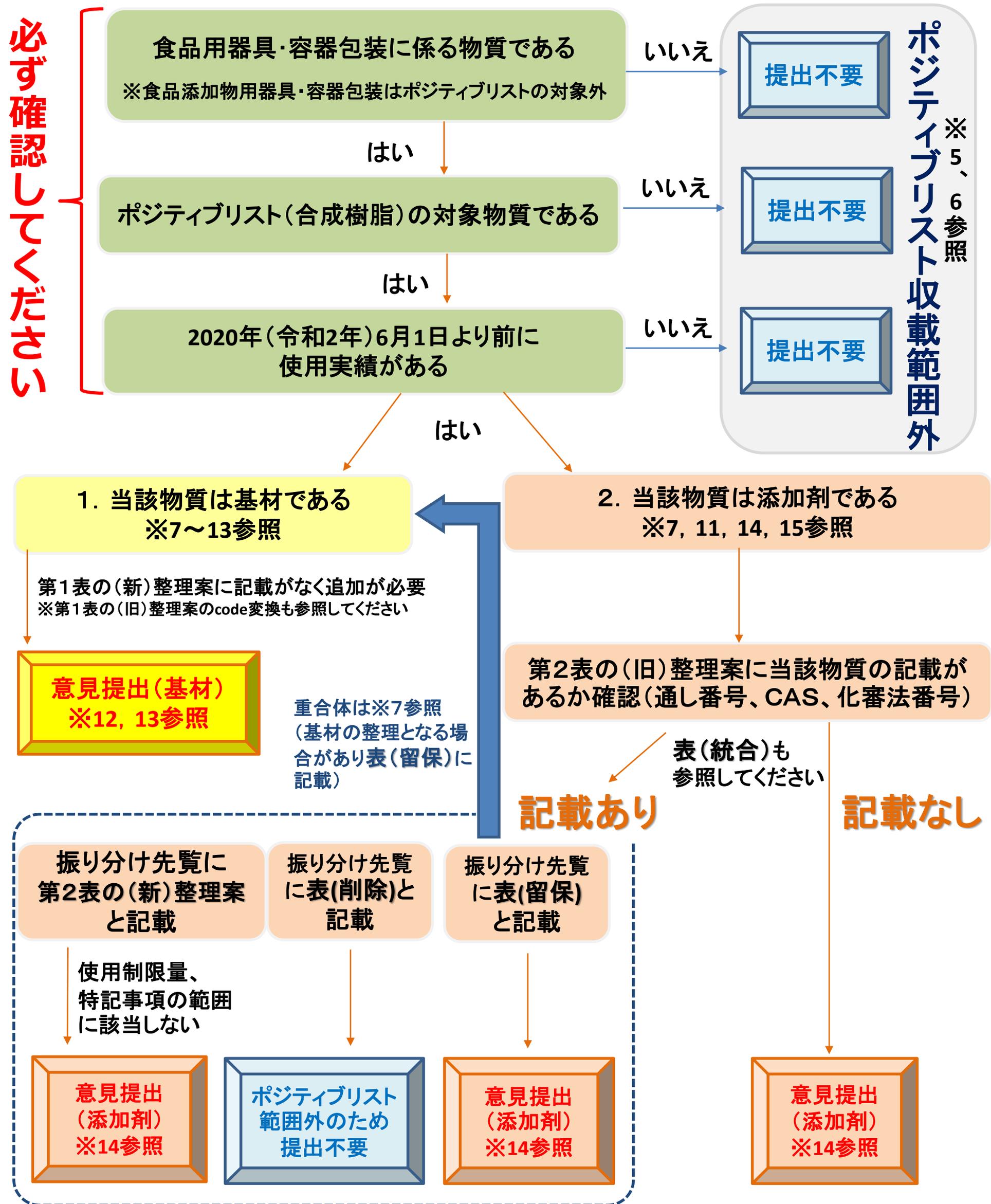
容器包装



意見募集（最終）のお知らせ

以下を確認し、意見提出をすべき物質がある場合、
必ず期間内にご提出ください。

※これまで複数回の意見募集を行い、本募集が最後になります。期間終了後以降はお受けできない場合があります。



ポジティブリスト収載の対象となる物質

第1表（基材）

- ・合成高分子物質
- ・合成高分子物質（化学反応を伴う塗膜）

98%超が収載されているモノマーで構成

第2表（添加剤）

- ・合成高分子物質（※）
- ・精製された天然由来物質
- ・有機低分子物質
- ・食品添加物（一括収載）

（※） 常温常圧で液状のもの、特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するもの（分子量2000程度を目安とする）に限る。

詳細は
スライド7~13
をご参照ください

詳細は
スライド7、11及
び14、15
をご参照ください

PLによる管理対象外（PLから消除）

- ・微量モノマー
- ・未精製の天然物
- ・天然高分子物質
- ・無機物質
- ・塗布用途の物質

PLによる制限なし
従来通り使用可能

別規格

- ・着色料

この点線内の物質が、
ポジティブリストに
収載される対象です

（注意） 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質は、ポジティブリスト収載の対象外。

【注意！】ポジティブリストの収載範囲外となる物質①

スライド5及び6に掲げる物質は、改編後のポジティブリスト収載の対象外です。
これらの物質については意見提出は不要です。なお、これらに該当する物質の意見については、リスト収載はいたしませんので、予めご承知おきください。

➤ 合成樹脂の原材料に該当しない物質

- ・熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
- ・無機物質（金属、非金属、岩石、土砂）
- ・天然物（ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等を含む。ただし、特定の成分のみを精製して得られた物質および類縁物質群を除く。）
- ・天然物の化学反応物
- ・器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質
- ・帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質（塗布剤）

【注意！】ポジティブリストの収載範囲外となる物質②

スライド5及び6に掲げる物質は、改編後のポジティブリスト収載の対象外です。
これらの物質については意見提出は不要です。なお、これらに該当する物質の意見については、リスト収載はいたしませんので、予めご承知おきください。

- **添加剤のうち、着色の目的に限って使用される着色料**
- **原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質**
- **最終製品に残存することを意図しない物質**
 - ・製造工程中で除去されることを前提として使用される物質
 - ・原材料に含まれる不純物（残存モノマー、触媒、重合助剤、副生成物等）
- **食品に接触しない部分に使用された物質であって人の健康を損なうおそれのない量を超えて溶出又は浸出するおそれがない物質**
- **微量モノマー**

第1表（基材）及び第2表（添加剤）の（新）整理案について

運用上、数平均や重量平均を問わず、「重合体の製造設計をする時に目標とした分子量」で判断しますので、これを踏まえて意見提出をお願いします。

【第1表】 基材（基ポリマー）

・・・合成樹脂中の重合体（分子量1000以上）

【第2表】 添加剤

・・・原則、分子量1000未満で、以下のいずれも満たす有機低分子物質は、**【第2表（添加剤）の（新）整理案】**に掲載する物質となります。

- ・基材の物理的又は化学的性質を変化させるもの
- ・最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられるもの

また、常温常圧で液状のもの、又は特殊な官能基を有しその官能基が【基材】に対して特有の効果を発揮するもの（分子量2000程度を目安とする）は、【有機低分子物質】と同様のリスク管理が必要と考えられるため、**添加剤**として**【第2表の（新）整理案】**で管理します。

上記を踏まえ、**【第2表の（旧）整理案】**に掲載していた物質のうち、基材に該当すると判断されたものは、**【第1表の（新）整理案】**に再編していますので、ご確認ください。

【第1表（基材）の（新）整理案】について <全体像>

材質区分	分類	物質名	第1表の（旧）整理案（1）における合成樹脂群
区分1	a	ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	25, 30, 31, 34, 71
	b	スルフィド結合を主とする重合体	59
	c	エーテル結合を主とする重合体	45, 46, 47, 55, 60, 61
	d	シロキサン結合を主とする重合体	22
	e	フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	32
	f	イミド結合を主とする重合体	36, 38, 44
	g	カーボネート結合を主とする重合体	39, 50
	h	エポキシ化合物の架橋重合体	17
	i	エステル結合を主とする重合体の架橋体	20
区分2	a	イソプレン類又はブタジエン類を主なモノマーとする重合体	62
	b	アルケン類を主なモノマーとする重合体	2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 18, 19, 40, 66, 67, 70
	c	スチレン類を主なモノマーとする重合体	23, 54
区分3	a	酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	13, 58
	b	ウレタン結合を主とする重合体	26, 28
	c	アミド結合を主とする重合体	35
	d	エステル結合を主とする重合体	27, 29, 37, 41, 42, 43, 51, 52, 53, 56, 57, 63, 64, 65, 68
	e	アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	1, 8, 9, 24, 33, 69
	f	吸着能又はイオン交換能を有する重合体	21
	g	合成セルロース又は化学修飾されたセルロース	
区分4	a	塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	48, 49
区分5（※）	a	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	第1表の（旧）整理案（2）

ポリエチレン、ポリプロピレンを含む（現在のリストの区分5, 6を区分2に統合）

ポリエチレンテレフタレートを含む（現在のリストの区分7を区分3に統合）

（※）材質区分制限量としては、第2表の（新）整理案における材質区分制限量の材質区分2及び3の値のいずれかを物質毎に適用すること。ただし、耐熱温度が150℃を超える重合体に限り材質区分1～3の値のいずれかを物質毎に適用すること。

【第1表（基材）の（新）整理案】について <具体例>

- ◆ 収載方法（原料基礎名→モノマー単位）を変更している。
- ◆ モノマーをコード化して改編前後を紐付けしている。
- ◆ ポリマー添加剤に関するヒアリングの結果を基に、必須モノマー、任意物質、化学処理を追加している。
- ◆ 基材の98%超が第1表の（新）整理案に収載のモノマーで構成すること。
（※第1表の（旧）整理案（3）は撤廃）

【第1表（基材）の（新）整理案】

（※：%は重量パーセントのことをいう。）

1a ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体		以下の必須モノマー（1種以上）と任意の物質（1種以上）からなる重合体
必須モノマー		
1, 3, 5-トリオキサン	【1a-101】	
ホルムアルデヒド	【1a-102】	
任意の物質		以下の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
エチレングリコール又はオキシラン	【1a-701】	基材の構成成分に対して6%以下であること。
1, 3-ジオキサラン	【1a-703】	基材の構成成分に対して6%以下であること。
尿素	【1a-704】	
フェノール	【1a-705】	
任意の化学処理		重合体の処理に限る。
メチル化処理	【1a-901】	

3桁目の数字が分類を示す（必須モノマーは1～5・任意の物質は7・任意の化学処理は9。ただし、その後の整理で変更が生じた場合あり）。
1桁目および2桁目は、その分類での登録順番を示す。

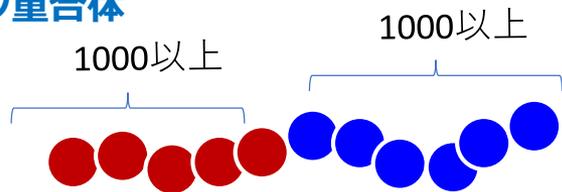
材質区分が異なる重合体の混合または結合

材質区分が異なる合成高分子物質（重合体：分子量1000以上）を結合（ブロック重合体、グラフト重合体）または混合した場合、その区分別使用制限量は、以下のいずれかとする。

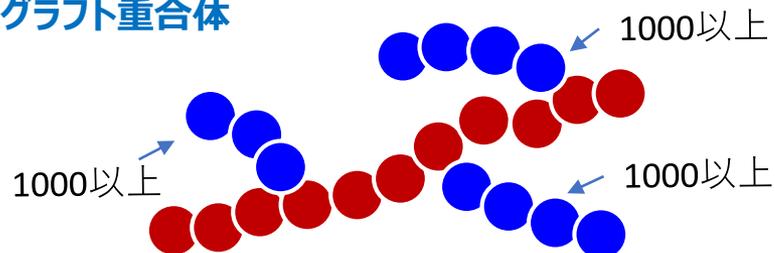
- ① 該当する材質区分の区分別使用制限量を混合した重合体の重量比からの比例計算により得られた値とする。
また、区分別使用制限量を満たす材質（合成樹脂）同士を混合したのも適合とする。
- ② いずれかの材質区分において、その材質区分の重量割合（%）が50%を超える場合は、当該材質区分の区分別使用制限量を適用することができる。

一方、短鎖（分子量1000未満）部分は、交互重合体及びランダム重合体と同様の扱いとし、モノマーの重合部とみなし、すべての構成モノマーを必須モノマーまたは任意物質として収載する。

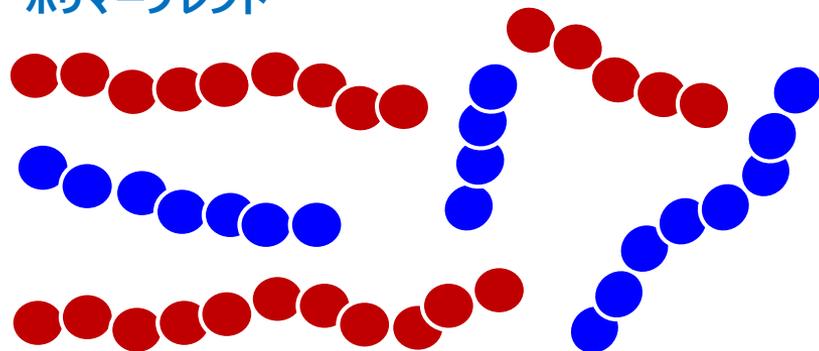
ブロック重合体



グラフト重合体



ポリマーブレンド



【(新) 整理案】のポジティブリストの形式

【第1表 (基材) の (新) 整理案】 (分子量1000以上)

(例) 1a. ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体

カテゴリーごとに「材質区分」を設定

特有の規格については、「特記事項」で規定する。

物質code Substance Code	材質区分 Polymer Group	ポリマー分類 Polymer Class	モノマー分類 Monomer Class	モノマー番号 Monomer No.	物質名 Substance Name (JP)	物質名 Substance Name (EN)	CAS登録番号 CAS RN	特記事項 Requirements (JP)	特記事項 Requirements (EN)
1a-xxx	1	1a	-	-	ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	polymer composed of formaldehyde as the main monomer		以下の必須モノマー (1種以上) と任意の物質 (1種以上) からなる重合体	Polymer composed of following one or more essential monomers and following one or more optional substances
1a-1xx	1	1a	1	-	必須モノマー	essential monomer			
1a-101	1	1a	1	1	1, 3, 5-トリオキサラン	1,3,5-trioxane	0000110-88		
1a-102	1	1a	1	2	ホルムアルデヒド	formaldehyde	0000050-00		
1a-7xx	1	1a	7	-	任意の物質	optional substance		以下の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。	Molecular weight of the part composed only of the following substances: Less than 1,000.
1a-701	1	1a	7	1	エチレングリコール又はオキシラン	ethyleneglycol or oxirane	0000075-21 0000107-21 0000111-46 0000112-27 0025322-68	重合体の構成成分に対して6%以下であること。	Not more than 6% in the polymer components.
1a-710	1	1a	7	10	キシレン	xylene	0001330-20		
1a-702	1	1a	7	2	1, 3-ジオキサシクロヘプタン	1,3-dioxacycloheptane	0000505-65	重合体の構成成分に対して6%以下であること。	Not more than 6% in the polymer components.
1a-703	1	1a	7	3	1, 3-ジオキサラン	1,3-dioxolane	0000646-06	重合体の構成成分に対して6%以下であること。	Not more than 6% in the polymer components.
1a-704	1	1a	7	4	尿素	urea	0000057-13		
1a-705	1	1a	7	5	フェノール	phenol	0000108-95		
1a-706	1	1a	7	6	1, 4-ブタンジオールのジグリシジルエーテル	diglycidyl ether of 1,4-butanediol	0002425-79	重合体の構成成分に対して6%以下であること。	Not more than 6% in the polymer components.
1a-707	1	1a	7	7	ベンゾグアニン	benzoguanamine	0000091-76		
1a-708	1	1a	7	8	4-メチルベンゼンスルホン酸アト	4-methylbenzenesulfonamide	0000070-55		
1a-709	1	1a	7	9	メラミン	melamine	0000108-78		
1b-9xx	1	1a	9	-	任意の化学処理	optional chemical treatment		重合体の処理に限る。	Can be applied only for polymer.
1b-901	1	1a	9	1	メチル化処理	methylated			

【第2表 (添加剤) の (新) 整理案】 (分子量1000未満)

通し番号 Serial No.	物質名 Substance Name (JP)	物質名 Substance Name (EN)	CAS登録番号 CAS RN	特記事項 Requirements (JP)	特記事項 Requirements (EN)	材質区分1 Polymer Group 1	材質区分2 Polymer Group 2	材質区分3 Polymer Group 3	材質区分4 Polymer Group 4
948	ピペリジンビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)	bis(2,2,6,6-tetramethyl-4-piperidiny) sebacate	0052829-07-9	材質区分4に限り、100℃を超える温度で過剰に接触する部分には使用してはならない。	Only for Polymer Groups 4, not allowed to be used in the parts coming into contact with food at over 100°C.	5	5	5	0.5
1666	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第1又は既添添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号)に掲げる添加物	Additives listed in 'Appended Table 1' of Regulations for Enforcement of the Food Sanitation Act (Order of the Ministry of Health and Welfare No. 23, 1948) or the List of Existing Food Additives (Public Notice of the Ministry of Health and Welfare No.120).	-			適量 proper dose	適量 proper dose	適量 proper dose	適量 proper dose

食品添加物と同じ成分で構成される物質は、リスト上に「食品添加物」として一括収載する。

区分別使用制限量が「適量」(*)とされる物質は以下の通り

- ・ 飲食物の主な成分として摂取されている物質
- ・ 食品添加物に該当する物質・欧米における使用実績等から特段のリスク管理が不要と判断される物質
- ・ その他、人の健康を損うおそれがないと判断される物質

※「適量」とは、安全性の観点で食品への移行量をできるだけ抑え、かつ目的とする特性を発揮する最少量として、合成樹脂を設計する際に事業者の責任で設定する添加剤の使用量(割合)のこと

【第1表（基材）の（新）整理案】への意見提出方法について

事業者名	担当者名	電話番号	メールアドレス	意見内容	通し番号	材質区分	重合体の分類	分類	物質名（和名）	物質名（英名）	CAS登録番号	化審法番号	優先する名称	特記事項	届出理由
〇〇社	〇〇△△	xx-xxxx-xxxx	xxx@xxx.xx.jp	追加 表(留保) 修正	表(留保)に該当 する場合のみ	1~5	a~i	必須モノマー 任意の物質 化学処理			XXXXXXXX-XX-X	X-XXXX	和名 英名 CAS RN.		
必須						必須								必須	
①		②		③	④		⑤		⑥			⑦	⑧	⑨	

- ① 個社単位で意見提出してください。
- ② 追加：物質（基材に該当し、使用実績がある物質）を追加する場合に選択。
表(留保)：表(留保)の物質を基材へ移行（不足している物質または化学処理を追加）する場合に選択。
修正：既記載内容を修正する場合に選択。
- ③ ②で「表（留保）」を選択した場合のみ、該当する物質の通し番号を記入。
- ④ いずれにも該当しない場合は、最も適切と思われるものを選択してください。
- ⑤ 必須モノマー：重合体の物質名と紐付いた主なモノマー
任意の物質：必須モノマーに該当しない重合体の構成成分となる物質
化学処理：官能基のみを重合体に組み込む場合や重合反応とは異なる特殊な条件下で行う化学的処理
- ⑥ 和名と英名は齟齬がないよう、CAS番号及び化審法番号は間違いがないよう、確認して記入。
- ⑦ 追加する物質を最も正確に表現しているものを選択してください。
- ⑧ 特記事項の内容を修正する場合に記入。（該当する物質名を忘れずに記入）
- ⑨ 追加・修正等が必要な理由を記入。

※別途、2020年（令和2年）6月1日より前に使用実績があることの説明書類を提出してください。
（様式は問いません。厚生労働省HPにひな形を掲載するので参照してください。）

【第1表（基材）の（新）整理案】へのモノマー類の追加について

いずれの重合体の範囲からも外れてしまう場合・・・

◆ モノマー等が収載されていない場合

→不足している必須モノマー、任意の物質、化学処理を追加。

◆ 特記事項の条件に合致しない場合

→特記事項を修正。必須モノマーの合計が50%未満の場合は、下記の判断基準に沿って振り分けた後、既存の重合体の範囲拡大、または新たな重合体の物質名の新設で対応

区分	判断基準	必須モノマー
区分4	主モノマーが塩素置換炭化水素	塩化ビニル、塩化ビニリデン
区分2	主モノマーが炭化水素	エチレン、プロピレン、スチレン等
区分1	耐熱温度が150℃以上	重合体の物質名ごとに指定
区分3	耐熱温度が150℃未満	酸、アミン、アルコール、イソシアネート等
区分5	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	規定せず

※2020年（令和2年）6月1日以前に使用実績がある重合体であれば対応する

【第2表（添加剤）の（新）整理案】への意見提出方法について

事業者名	担当者名	電話番号	メールアドレス	意見内容	通し番号	物質名（和名）	物質名（英名）	CAS登録番号	化審法番号	優先する名称	材質区分1	材質区分2	材質区分2 (PP)	材質区分2 (その他)	材質区分3 (PET)	材質区分3 (その他)	材質区分4	用途	特記事項	届出理由	
〇〇社	〇〇△△	XX-XXXX-XXXX	XXX@XXX.XX.JP	追加 表(留保) 修正		〇〇△△	〇〇△△	XXXXXXXX-XX-X	X-XXXX	和名 英名 CAS RN.								〇〇剤		液状のため、添加剤に該当	
必須																					必須
①		②		③		④			⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	

- ① 個社単位で意見提出してください。
- ② 追加：物質（添加剤に該当し、使用実績がある物質）を追加する場合に選択。
表(留保)：表(留保)の物質を添加剤へ移行する場合に選択。（条件に合致する必要あり）
修正：既掲載内容を修正する場合に選択。
- ③ 該当する物質の通し番号を記入。「追加」の場合は、「追加」と記入。
- ④ 和名と英名は齟齬がないよう、CAS番号及び化審法番号は間違いがないよう、確認して記入。
- ⑤ 追加する物質を最も正確に表現しているものを選択。
- ⑥ 使用実績がある使用量を記入。（旧：合成樹脂区分1に該当）
- ⑦ 使用実績がある使用量を記入。（旧：合成樹脂区分5に該当）
- ⑧ 使用実績がある使用量を記入。（旧：合成樹脂区分6に該当）
- ⑨ 使用実績がある使用量を記入。（旧：合成樹脂区分2に該当）
- ⑩ 使用実績がある使用量を記入。（旧：合成樹脂区分7に該当）
- ⑪ 使用実績がある使用量を記入。（旧：合成樹脂区分3に該当）
- ⑫ 使用実績がある使用量を記入。（旧：合成樹脂区分4に該当）
- ⑬ 「追加」または「表(留保)」を選択した場合は、用途または効果を記載してください。
- ⑭ 特記事項の内容を修正する場合に記入。（該当する物質名を忘れずに記入）
- ⑮ 追加・修正等が必要な理由を記入。

※別途、2020年（令和2年）6月1日より前に使用実績があることの説明書類を提出してください。
（様式は問いません。厚生労働省HPにひな形を掲載するので参照してください。）

第2表（添加剤）の整理にあたり、確認してもらいたいリストについて

第2表の（旧）整理案
(12/24)

整理状況が確認できる情報と一緒に公表

第2表の（新）整理案

添加剤として第2表に残る物質

留保とする物質 添加剤に該当しない可能性があり調査が必要な物質

表（留保）

- ・ 基材に該当する物質 → 第1表へ移動
- ・ 基材の構成成分に該当する物質 → 第1表へ移動
- ・ 添加剤に該当する物質 → 第2表へ移動

上記に該当する場合は、意見提出が必要です。
意見提出がなかった物質は必要に応じ削除されます。

表（削除）

ポジティブリスト収載対象外のため削除とする物質
未精製の天然物、天然高分子物質、無機物質、塗布用途の物質 等

表（統合）

他の物質に統合された物質を一覧にした参考資料

意見提出に関する質問方法について

事業者名	担当者名	電話番号	メールアドレス	手引きのスライド番号	質問内容
〇〇社	〇〇△△	xx-xxxx-xxxx	xxx@xxx.xx.jp	2~17	
必須					
①				②	③

- ① 個社単位で意見提出してください。
- ② 質問内容に関連する本スライドのページ番号を、**必ず**選択してください。
- ③ **物質を対象とした意見提出に関しての内容に限ります。**
(制度全体に関する意見や本スライドで読み取れる内容については受理できません。)

注意！

意見提出に際し不明な点があれば、早めに質問して、その回答に沿って意見提出をお願いします。
曖昧な内容での意見提出はお控えください。

意見提出方法と提出物について

以下の記載を参考に、**基材・添加剤・質問**でメールを分けて、**当該物質を取り扱う事業者よりご提出ください。**（業界団体名での提出はお控えください。）

- ◇ 宛先：packpl6@mhlw.go.jp
- ◇ 件名：**【意見提出（基材）】社名・担当者名・日付**
または**【意見提出（添加剤）】社名・担当者名・日付**
または**【意見提出に関する質問】社名・担当者名・日付**
- ◇ 本文：添付の通り、**【<基材の意見提出>または<添加剤の意見提出>または<意見提出に関する質問>】**をいたします。
担当者情報 **（注：この他の記載はお控えください。）**
- ◇ 添付：以下資料についてのみ受領いたします。
 - ① **Excelファイル「様式（基材または添加剤または質問）」**
 - ② **（意見提出がある場合）2020年（令和2年）6月1日より前に使用実績があることの説明書類（様式は問わないが1ファイルに収めること。厚生労働省HPにひな形を掲載するので参照してください。）**

注意！

1つのメールに対して、このふたつ以外のファイルの添付はお控えください。

※厚生労働省で提出物を確認した際には、メール受領のステータスとして、ファイル番号をお伝えいたします。
※準備ができたものから順にお早めにご提出ください。